

広島女学院大学大学院言語文化研究科

博士論文の公表に関する手引き

2016年度版

1) 博士論文の公表方法	1
2) 「博士論文の内容を要約したもの」の公表に関するガイドライン	3
3) 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料の例	4
4) 同意承諾書の例	5
博士論文のインターネット公表に関する確認票	6
博士論文のインターネット公表延期申請書	7
博士論文のインターネット公表に関する許諾書	8
広島女学院大学大学院博士論文の当館における保管・利用等に関する覚書（正）	9
広島女学院大学大学院博士論文の当館における保管・利用等に関する覚書（副）	10

1) 博士論文の公表方法

2013年度より、以下の文部科学省令に従い、博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に博士論文の全文を、インターネットを利用して公表することが義務づけられました。

(論文要旨等の公表)

第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

「文部科学省学位規則」より

広島女学院大学では、法令改正に伴うインターネット公表を、広島県大学共同リポジトリ(HARP)に登録することにより実施いたします。また、博士論文の要旨と全文を製本したものを一部、本学図書館で保管します。学位審査を終えた者は、課程修了者公示後2週間以内に学部事務室に次の5点を提出してください。その際、電子データは、CD-Rに収めて提出してください。

- ・博士論文全文(紙媒体・本学図書館製本保存用)
- ・博士論文の全文の電子データ(PDFファイル)
- ・博士論文の要旨の電子データ(PDFファイル)
- ・博士論文のインターネット公表に関する許諾書
- ・広島女学院大学大学院博士論文の当館における保管・利用等に関する覚書(正・副)

なお、第9条2項にある「やむを得ない事由」により、博士の学位を授与された日から1年以内に博士論文の全文をインターネット公表できない（要約を公表する）場合は、課程修了者公示後2週間以内に学部事務室に次の7点を提出してください。

- ・ 博士論文のインターネット公表に関する確認票
- ・ 博士論文全文（紙媒体・本学図書館製本保存用）
- ・ 博士論文の全文の電子データ（PDF ファイル）
- ・ 博士論文の要旨の電子データ（PDF ファイル）
- ・ 博士論文のインターネット公表延期申請書
- ・ 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料
- ・ 広島女学院大学大学院博士論文の当館における保管・利用等に関する覚書（正・副）

公表延期（要約公表）については、言語文化研究科委員会でその妥当性を審議します。言語文化研究科委員会で延期が認められた場合は、その通知を受け取った日から2週間以内に学部事務室に次の2点を提出してください。

- ・ 博士論文の要約の電子データ（PDF ファイル）
- ・ 博士論文のインターネット公表に関する許諾書

また、言語文化研究科委員会で延期が認められなかった場合は、その通知を受け取った日から2週間以内に次の1点を学部事務室に提出してください。

- ・ 博士論文のインターネット公表に関する許諾書

2) 「博士論文の内容を要約したもの」の公表に関するガイドライン

「博士論文のインターネット公表に関する確認票」に記した理由により、博士論文の全文を公表できない場合、「博士論文の内容を要約したもの」を公表することになります。以下のガイドラインに従って、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果をインターネット公表するようにしてください。

- ① 著作権にかかわる図版があるために全文公表ができない場合は、その図版のみ非公開とし、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ② 著作権の使用の不承認があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ③ 個人情報保護の観点から問題があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ④ 主論文に含まれる学術論文について、インターネットでの公開に対する学術雑誌または出版済みの書籍の出版社から使用承認が得られないために全文公表ができない場合は、その旨記述し、当該部分の掲載雑誌名、巻号、ページ数等を明記することによって読者の便宜を図るとともに、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ⑤ 特許申請がかかわるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ⑥ 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行されるために全文公表ができない場合
 - (1) すでに出版されている場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項を記載することによって、読者の便宜を図る。
 - (2) すでに出版契約がされている場合も、上記(1)と同様。
 - (3) 博士論文の一部をこれから刊行する場合は、当該部分にその旨記述して削除のうえ、それ以外は可能な限り公開する。
 - (4) いまだ出版契約に至らないものの、近い将来において刊行される期待があるものについては、論文の内容の要約を公表する際に、「□年以内に出版予定」（□は研究科ごとに定めている猶予期間の上限。最長は学位授与日から5年）と記すこととし、刊行に支障が生じない範囲において公表する。

3) 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料の例

別紙「要約公表の申請書」にある、博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料を例示します。

博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」	具体的に説明する資料(例)
1. 博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。	具体的な箇所を別紙に記述する。
2. 博士論文に使用している他者の著作物(図表等)について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。	具体的な箇所を別紙に記述する。
3. 博士論文の全部または一部が共同著作物(共著)であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。	同意承諾書の写し
4. 被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。	具体的な箇所を別紙に記述する。
5. 博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
6. 博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
7. 博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	契約書に類する書類の写し
8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。※8の理由によって全文公表の義務が免じられるのは、研究科の定める一定期間(学位授与日から最長5年)の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、自動的に全文が公表されることとなります。	具体的な箇所を別紙に記述する。(単行本名、雑誌名も)
9. 特許申請のため、公表できない期間がある。	具体的な箇所を別紙に記述する。
10. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	具体的な内容を別紙に記述する。

4) 同意承諾書の例

- (1) 年月日は、承諾年月日としてください。
- (2) 署名は必ず自署し、捺印もれのないようにしてください。
- (3) 共著者が外国人の場合には、サインを捺印の代わりとしますが、その際氏名の部分はタイプ打ちしてください。
- (4) 用紙の大きさは、A-4判とします。
- (5) 同意承諾書は、論文目録「2. 印刷公表の方法及び時期」に記載の共著者（共同研究者）1名につき1枚ずつ作成し、提出してください。
- (6) 参考論文の共著者（共同研究者）については、同意承諾書を必要としません。

同意承諾書

女学院花子氏提出の博士論文中、私と共著（共同研究）の下記部分については、女学院花子氏の博士論文とすることを承諾いたします。

また、（どちらかにチェックを入れてください）

- 本文全体を広島県大学共同リポジトリ（以下 **HARP** と称す）によりインターネット公表することを承諾いたします。
- 本文全体を **HARP** によりインターネット公表することには承諾せず、代わりに学位申請者作成の博士論文の内容を要約したものを **HARP** によりインターネット公表することを承諾いたします。

記

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) ○○○○年○○月
「○○○○○○○○○○○○○○」 | ○○○○○○雑誌 ○○巻 ○○～○○頁
(著者名を論文の通りにすべて列挙) |
| (2) ○○○○年○○月
「○○○○○○○○○○○○○○」 | ○○○○○学内誌 ○○号 ○○～○○頁
(著者名を論文の通りにすべて列挙) |
| (3) ○○○○年○○月

「○○○○○○○○○○○○○○」 | ○○○○○学会誌 ○○月号○○～○○頁に公表予定
(著者名を論文の通りにすべて列挙) |

○○○○年○○月○○日

共著者（共同研究者）

氏 名 ④

(自 署)

博士論文のインターネット公表に関する確認票

博士論文の全文をインターネットで公表できない「やむを得ない事由」	該当する	該当しない
1. 博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。※8の理由によって全文公表の義務が免じられるのは、研究科の定める一定期間（学位授与日から最長5年）の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、自動的に全文が公表されることになります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 特許申請のため、公表できない期間がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

以上、確認しました。

提出者署名：

広島女学院大学大学院言語文化研究科長殿

博士論文のインターネット公表延期申請書

私は、以下の理由（該当するものの番号に○を付けてください）により、博士号の授与を受けた博士論文全文のインターネット公表を延期することを申請します。

【延期理由】

確認票の博士論文のインターネット公表に関する確認票の____番による

インターネット公表 開始が可能な年月日	年 月 日
------------------------	-------

【博士論文に関する情報】

学位記番号	甲・乙 第 号	学位授与年月日	年 月 日
論文題目			

【申請者の連絡先】

住所：
TEL：
FAX：
Mail：

(※連絡先が変わった場合は、速やかに新しい連絡先を学部事務室にお知らせください。)

以上、相違ありません。

年 月 日

自署 _____ (印)

年 月 日

広島女学院大学図書館長殿

博士論文のインターネット公表に関する許諾書

(ふりがな)

氏名： _____ (自署)

アルファベット氏名： _____ (自署)

所属(専攻まで記入)： _____

学籍番号(課程博士のみ)： _____

連絡先(修了後も連絡をとれるもの)

Tel: _____ E-mail: _____

種別	<input type="checkbox"/> 課程博士 <input type="checkbox"/> 論文博士
論文題目 ※論文目録の記載と同じにしてください。 ※論文題目が外国語の場合には、和訳を括弧書きでつけてください。	
インターネット公表の可否 []のいずれかに○をつけてください。	①(全文公表) [] 上記博士論文(全文)のインターネット公表を許諾します。 ■ 博士論文の全部または一部が、既に単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行されているが、インターネットでの公表可能日が「学位授与日から1年以内の日付」である場合はこちらに○をつけ、公表可能日を記入してください。 公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
	②(要約公表) [] 上記博士論文は「やむを得ない事由」※に該当するため、「博士論文の内容を要約したもの」の公表を許諾します。
	③(要約公表・単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定) [] 上記博士論文は「やむを得ない事由」※にある、「博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定」に該当するため、「博士論文の内容を要約したもの」の公表を許諾します。 また、以下の公表可能日を経過した場合には、他の理由がない限り、自動的に上記博士論文(全文)が公表されることを許諾します。 公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (学位授与日から最長5年)
指導教員の確認 (論文博士の場合は紹介 教員、又は主査)	教員氏名： _____ (自署)

※ 別紙「博士論文のインターネット公表に関する確認票」を参照。

以下、職員記入欄

学位記番号： 博 第 _____ 号	学位授与年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
報告番号： 甲 / 乙 第 _____ 号	公開年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

広島女学院大学大学院博士論文の
当館における保管・利用等に関する覚書

広島女学院大学図書館と著作権者は、標記の件について下記のように取り決める。

記

1. 保管について

製本後、図書館で一部保管する。製本については別に定める。

2. 利用について ①閲覧：可

②複製(著作権法第31条—図書館等における複製—に該当する複製)

一部分：可

全頁：可・不可 (いずれかに○をつけてください)

③貸出：図書館利用規程に基づく。

3. 複製の有効期間について

著作権の存続期間(その著作物の著作者の生存期間及び死後50年間)とする。

4. その他(著作権者からの補記)

以上

上記取り決めに承認します。

年 月 日

著作権者 氏名 _____ 印

〒

住所 _____

専攻分野の名称 _____

学位記番号 _____

学位論文題目 _____

学位授与年月日 _____ 年 月 日

年 月 日
広島女学院大学図書館
館長 _____ 印

広島女学院大学大学院博士論文の 当館における保管・利用等に関する覚書

広島女学院大学図書館と著作権者は、標記の件について下記のように取り決める。

記

1. 保管について

製本後、図書館で一部保管する。製本については別に定める。

2. 利用について ①閲覧：可

②複製(著作権法第31条—図書館等における複製—に該当する複製)

一部分：可

全頁：可・不可 (いずれかに○をつけてください)

③貸出：図書館利用規程に基づく。

3. 複製の有効期間について

著作権の存続期間(その著作物の著作者の生存期間及び死後50年間)とする。

4. その他(著作権者からの補記)

以上

上記取り決めに承認します。

年 月 日

著作権者 氏名 _____ 印

〒

住所 _____

専攻分野の名称 _____

学位記番号 _____

学位論文題目 _____

学位授与年月日 _____ 年 月 日

年 月 日
広島女学院大学図書館
館長 _____ 印